

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第8条を削り、第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。
第2条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改め、同条を第3条とする。
第1条の次に次の1条を加える。

（費用負担）

第2条 法第30条の32第2項の規定による本人確認情報の開示を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により住民基本台帳法の一部が改正されることに伴い、情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。